

平成27年

第 1 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成27年1月20日(火) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1 / 7 ページ

1. 開催日時 平成27年1月20日(火) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 20名

会長	21番	大平 憲男
会長職務代理者	20番	松原 一夫
委員	1番	和田 忠
委員	2番	山下 泰弘
委員	3番	戸花 進
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	山田 敏実
委員	6番	工藤 哲子
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	戸田沢 孝彰
委員	9番	山下 正一
委員	10番	松本 誠子
委員	11番	照井 秀美
委員	12番	湊 舟廣
委員	13番	新田 豊
委員	15番	山本 健一
委員	16番	中堤 正人
委員	17番	工藤 範光
委員	18番	白山 英昭
委員	19番	前田 英雄

4. 欠席委員 1名

委員	14番	梅田 晃
----	-----	------

5. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
第5	議案第3号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について
第6	議案第4号 不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 勝美
主査	平谷 賢一
主任専門員	蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員	15番	山本 健一
委員	16番	中堤 正人

8. 会議の概要

議長
(大平会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。
18番白山委員から願います。

【全員で農業委員憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は 名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成27年第1回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
15番山本委員、16番中堤委員のご両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第1号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第1号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
農地法第3条は、農地等の権利移動や各種権利設定について、農業委員会等の権限に属する許可について定めている条項です。
今回は、売買による農地の所有権移転と使用貸借に関わる申請2件について審議いただくものです。
番号1の譲受人は、農業経営の規模拡大を図るために農地を取得するもので、
番号2の譲受人は、農業経営の規模拡大を図る認定農業者であります。
今回上程されております全案件とも、保有機械の能力、従事家族状況からみて、全て効率的に利用されていること、
農作業を行う必要な日数について、作業従事すると見込まれること、
耕作の事業に供すべき農地は、下限面積30aを超え、
権利取得により周辺の農地に支障が生ずることなく、地域調和が保たれることなど、
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと思料致します。

以上です。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第1号を採決いたします。
本案について、許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、許可することに決定いたします。

議長

日程第4議案第2号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第2号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
同議案は、三戸町長から農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、利用権設定について、審議・決定をしていただくものです。
今回の計画案は、利用権の期間が終了するため、利用権の再設定を行うものであります。
町の基本構想に定める要件を満たす担い手農家等へ、農地の集積を推進するもので、今回の利用権の設定を受ける農業者は、農作業従事要件や農地効率利用要件など同法18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第2号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、原案のとおり承認し、決定することにします。

議長

日程第5議案第3号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第3号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。

贈与税の納税猶予は、その農業を引き継ぐ農業後継者に農地等を生前に一括贈与した場合に、その贈与を受けた人に課税される贈与税が猶予されるもので、その贈与を受けた農地等において農業を営んでいる限りその納税が猶予されます。ただし、贈与を受けた農地等の売買、賃貸借、転用などや農業経営を廃止した場合は、贈与税と利子税を納付することになります。

この制度を受けている方は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3年毎に引き続き農業を営んでいることの証明書を税務署へ提出することで、納税猶予を継続して受けることができます。

今回の事案にあります農地については、農地台帳での確認のほか、本人からの聞き取りなどを行った結果、適正に運営されていると考えます。

以上です。

議長

されでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第3号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、原案のとおり承認し、決定することにします。

議長

日程第6議案第4号を議題とします。
本案につきましては、私と松原職務代理者並びに湊委員が関係する事案ですので、三戸町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限に該当することから3名は退席しますが、この間の議事進行を年長委員であります、9番山下委員にお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

【21番大平会長・20番松原職務代理者・12番湊委員退席】

【9番山下委員議長職に就く】

議長
(9番山下委員)

それでは、暫時の間、議長を代理します。不慣れでございますが、みなさんのご協力を願います。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第4号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。

不動産取得税徴収猶予は、先ほど説明しました贈与税の徴収猶予と同じような制度でありまして、農地の全部や採草放牧地等の一定部分を、その農業を引き継ぐ農業者後継者に贈与した場合には、そのを取得した人に課税される不動産取得税について、その贈与を受けた農地等において農業を営んでいる限り、その納税が猶予されます。

この制度を受けている方は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3年毎に引き続き農業を営んでいることの証明書を県税事務所へ提出することで、納税猶予を継続して受けることができます。

今回の事案にあります農地については、農地台帳での確認のほか、本人からの聞き取りなどを行った結果、適正に運営されていると考えます。

以上です。

議長
(9番山下委員)

質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

7番神谷委員

先ほどから、説明の中で「納税猶予の期限が確定するまでの間」とあるが、どのようなことなのか説明願います。

事務局長

受贈者又は贈与者のいずれかが死亡しますと、納税猶予税額が免除されることとなりますので、それまでの間ということになります。
贈与者の死亡により対象となっていた農地等は、贈与者から相続したものとみなされます。

7番神谷委員

相続されると言うことですが、兄弟がいたとしても後継者に相続されるとことになるのか。

事務局長

贈与したときに所有権の異動が発生し、その時に受贈者の名義になります。

議長
(9番山下委員)

そのほか、何かご質問、ご意見ございませんか。

【なしの声多数】

議長
(9番山下委員)

質疑を終結いたします。
これより議案第4号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長
(9番山下委員)

ご異議なしと認め、原案のとおり承認し、決定することにします。

議長
(9番山下委員)

それでは、議事参与の制限により、退席をお願いしておりました、大平会長、松原職務代理者、湊委員の復席をお願いします。

【21番大平会長・20番松原職務代理者・12番湊委員復席】

【大平会長議長職に再び就く】

議長

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

議長

これをもちまして、平成27年第1回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成27年1月20日

議長
会長 20 番

大平 嘉男

印

会議録署名者
委員 15 番

山本 健一

印

会議録署名者
委員 16 番

中塚 正人

印